

建設経済常任委員会会議録

令和7年6月3日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長

福岡委員、廣田委員、柳田委員、関口委員、青木委員、馬谷原委員、小泉委員、吉田委員
岸本議長

説明者 畠山都市建設部長、栢沼都市計画課長、大野副技幹、大鷲副主幹、上条主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について
2. 議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正について

午前10時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 また、本日の案件の議案第41号、議案第42号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 また、本日の委員会に傍聴の方が4名いらっしゃっていますので、傍聴を許可してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 異議がないようですので、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について及び議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 本会議の間に建設経済常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定及び議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正については、先ほどの本会議の場においてもご質問いただきましたが、ストリートスポーツパークの整備に関連する内容でございます。ストリートスポーツパークを地方創生施策の一環として整備する意義、目

的等々につきましては、本会議場の説明のとおりであります。

本常任委員会においては、区域の決定及び条例改正についてのご審査をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては栢沼都市計画課長、質疑については出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 それでは、議案第41号、第42号についてご説明申し上げます。

タブレット資料01、まず、議案第41号をご覧ください。議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定につきましては、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画に基づき、寒川町の地方創生施策に資することを目的に、都市公園を設置すべき区域について、都市公園法第33条第5号の規定に基づき提案するものです。

同法第5項においては、「地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とされております。

タブレット資料、議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について、区域図をご覧ください。都市公園を設置すべき区域は、神奈川県高座郡寒川町一之宮5丁目地内となり、県道47号の河原橋付近の相模川と目久尻川が合流する付近となります。その面積は約2.5ヘクタールであり、区域図にその位置が明示されております。

続きまして、議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。タブレット資料02、議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正についてをご覧ください。

このたびの一部改正につきましては、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画に基づき、寒川町の地方創生施策に資することを目的に、公園における建築物の建築面積基準を見直すものでございます。

タブレット資料、寒川町都市公園条例新旧対照表をご覧ください。現行の第7条の2、第2項の都市公園施設の敷地面積の100分の10の後に、「（令和7年度告示第 号における都市公園を設置すべき区域に設置される都市公園にあつては、100分の20）」を追加いたします。

また、第6項として、「令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする」という内容を新たに追加いたします。

さらに、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方、いらっしゃいますか。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、質疑をさせていただきます。若干関連質疑でございますので、次の議案第

42号にも関連してしまう可能性があります、ご容赦いただければと思います。

今回提出された議案に関しましては、この都市公園を設置すべき区域について、また、次のところで公園施設に設けられる建築物の建築面積基準の緩和を目的としたこの2件の一括案件となっております。この件に関しましては、ストリートスポーツパークを整備する効果・目的の議論ではないと思っておりますので、今回整理すべき事項に関しましては、用地の使用について、また、建築面積の緩和基準を約22%に関する妥当性について、また、本議案を含めた今後の全体スケジュール等の確認の3点であるべきかなと考えております。この観点から質疑をさせていただければと思っております。

1点目の用地使用についてでございますが、神奈川県との調整状況を改めてお伺いをさせていただければと思います。今回のこの議案、公園予定区域の告示に当たりましてですけれども、用地の使用について、神奈川県からの使用に関する許可は取れているのかという点を確認させていただければと思います。

また、取れていないのであれば、権限を取得する前の条件について、区画を決定することに対する町の考えをお伺いさせていただければと思います。

2点目でございます。2点目の、建築面積の緩和基準を約22%に緩和する妥当性について、なぜこの22%という数値を掲げたのか、この数字に関する町の考えをお伺いさせていただければと思います。

3点目でございますが、本議案を含めた今後の全体スケジュール等、本議案が仮に可決をされた場合には、どのようなスケジュール感で行っていくのか、現時点で想定できている範囲をお答えいただければと思います。

以上、3点お願いいたします。

【杉崎委員長】 それでは、答弁をお願いいたします。

栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 用地の使用、建築面積の緩和基準、今後のスケジュールということに、3点ご質問いただきました。

まず、1点目の用地使用に対する考えについてご回答いたします。用地使用に関する現在の調整状況としましては、神奈川県及び国と事前調整を行い、おおむね使用に関する理解はいただいているものの、具体的な協定等で確証が得られているものではございませんが、本案件は、都市公園法第33条第5項の規定に基づき提案するものであり、同第4項には、「都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきものについて準用する」と記載されており、今回の検討条件における権原を取得する前においても、区域を定めることが想定されております。したがって、今回、公園を設置すべき区域を決定し、その後、神奈川県との協定等により権原を取得した後、整備事業者を決定するという流れについて、法令の想定されている範囲内における検討であり、特段支障がないものと考えてございます。

続きまして、2点目、建築面積の緩和基準に対する考えについてお答えいたします。公園整備に伴う

建築物につきましては、公園整備のコンセプトとして挙げていますストリートスポーツパークなどのにぎわい公園機能としまして3,000から3,500平方メートル、カフェなどのやすらぎの公園機能として600から800平方メートルを想定しておりますが、本公園は今後、事業者を募集し、事業者の提案をもとに具体的な整備内容を検討していくところであり、場合によってはパークやカフェ等の建築面積の増加や、東屋を含む現在想定していない建築物が追加されることも想定されます。

町としましては、最大限整備効果を発揮するため、令和10年1月開園を想定しており、再度、建築面積に係る条例の改正が生じないよう、また、提案を受け、よりよい公園整備を検討できるよう、多少余裕を持ちつつ、最小限の値として22%を設定しております。

都市公園を設置すべき区域約2.5ヘクタールに対して、今回予定している条例一部改正後の条例第7条の2、第1項に定める通常建築物分約2%、同条第2項に定める運動施設等建築面積分約20%、同条第6項に定める認定公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設である建築面積等分10%の基準により、それぞれ建築面積の上限が同条第1項関係、50平方メートル、同条第2項関係、5,000平方メートル、同条第6項関係、2,500平方メートルとなります。

なお、同条第1項関係、同条第2項関係及び同条第6項関係は、おおむね、かねて上限22%という方針をしているため、最大で5,500平方メートルの建築物まで配置可能となることとなります。

現在、町として想定している建築面積は、合計4,300平方メートルであり、5,500平方メートルに対して多少余裕があるようにも思いますが、この4,300平方メートルという面積は、あくまでも町の想定であり、今後、事業者の提案を踏まえ柔軟に対応できるよう、そして、再度、建築面積に係る条例改正が必要にならないよう、この値で検討を進めているところでございます。

続きまして、3点目、今後の全体スケジュール等についての流れについてご説明いたします。今回、ストリートスポーツパークの整備を見据えた公園整備に当たり、公園整備について、より広く周知するという目的や、公園予定区域を告示し、その後、土地所有者である神奈川県と協定を結ぶことにより、権原取得をした後に整備事業者を決定するという流れ、本予定区域決定後に、本公園に限定して、町都市公園条例にて都市公園に対する建築面積の基準を緩和するという全体スケジュールを考慮し、事業者選定前のこのタイミングにて、都市公園法第33条に基づく区域の決定をお諮りしております。

また、今回提案している議案第41号及び第42号において、都市公園を設置すべき区域及び同条例の一部改正が可決され、その後、補正予算に関する内容も可決され次第、速やかに民間事業者選定支援業務に係る準備を進める予定でございます。

その後の想定としましては、今年度秋頃から、現在想定している民間活力を活用した手法、デザインビルド及びP a r k－P F Iに係る事業者公募要項等を公表し、事業者の選定を行う予定であります。

その後、事業者による設計等が固まった段階にて、河川法や建築確認申請等、各種許可申請等を行い、令和8年度冬頃から公園整備や建築に係る工事に着手する予定でございます。

なお、供用開始を令和10年1月と想定しており、供用開始以前には都市公園法第2条の2に基づく供用開始の告示を行う予定であります。それまでの間に公園名称に係る検討を進めてまいります。

以上になります。

【杉崎委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 1点目の用地使用について、町の一定の考えが整理されていること、こちらは認識をさせていただきました。

また、この本計画地は都市計画緑地として決定しているという話が以前の協議会でも出ていたかなと思うんですけども、この都市計画決定されている用地に本公園を整備するという点に対する町の考えを改めて問わせていただければと思います。

2点目、建築面積の緩和基準については、内容をご説明いただきましたところで承知をいたしました。検討が進む段階で改めて改正が生じないよう数値を設定しているということでしたので、このまま検討進めていただければと思います。2点目につきましては、回答は結構です。

3点目、スケジュールについてでございますけれども、現在検討している令和10年1月、こちらが供用開始となるのであれば、令和10年のロサンゼルスオリンピック前ということになりますので、宣伝等、より一層効果が高まるかなんかと思っています。タイトなスケジュールで検討を進めることについては、周知不足等の声もあるかと思いますが、引き続き、可能な限り情報発信し、このスケジュールにのっとった運営をしていただきたいと思います。この件に関しましても、答弁は結構でございます。

1点目の用地使用について、都市計画決定に関する町の考え、こちらだけもう一度確認をさせていただければと思っております。

【杉崎委員長】 それでは、1点だけ答弁をお願いいたします。

栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 1点目の用地使用に関する質問、都市計画決定に対する町の考えについてお答えいたします。

令和7年5月27日に開催していただきました全員協議会におきましてもご意見をいただいたとおり、本計画地は、平成11年8月3日に茅ヶ崎都市計画緑地第5号相模川一之宮緑地として都市計画決定をしており、今回の整備をする場合、本来であれば、都市計画公園と位置づけを変更してから整備を行うべきであると認識しております。しかし、今回の計画地は、町が所有する用地ではなく、神奈川県及び国が所有している用地であり、土地に係る協議に一定の時間を要したこと、また、本事業は、地方創生の取組の一環であり、町として目的としている整備効果、関係人口の確保に向け、最大限に効果を発揮し、かつ千載一遇の機会を逃すことなく取組を進めるため、令和10年1月開業を目指しており、全体スケジュールを考慮した上で、都市計画変更は行わない方針と決定いたしました。

なお、町として、都市計画緑地として自然環境の保全や生物多様性の確保を目的とした自然景観を含む空間、都市公園とは、地域住民の憩いの場やレクリエーションのための施設を備えた空間であると解釈しており、都市計画変更を行わないものの、本計画地を緑地として決定した理由である富士山や大山、丹沢山塊等の良好な景観を生かし、さがみグリーンライン計画の拠点として、休息地や自然観察の場として供する計画の内容を堅持するため、公園整備に係るコンセプトとして、にぎわいの公園及びやすらぎの公園という2地区と設定しており、にぎわいの公園及びやすらぎの公園というコンセプトに基づき公園を整備することにより、都市計画緑地及び都市公園の機能を兼ねた魅力あふれる空間を創出したいと検討してございます。

また、今後も引き続き、位置づけについて検討を行い、必要に応じて都市計画変更等に係る協議を行い、町都市計画審議会に付議した上で検討を進めていきたいと考えてございます。

以上になります。

【杉崎委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 内容としては、把握をさせていただきました。私も今年38歳になりますけれども、子どもの頃から、あの河原は何とかならないのかね、いや公園ができるらしいよという話はずっと聞いておったところですが、まさか私が自分の代で、この公園の着手の代にかかるとは思っておりませんでしたけれども、ここで方向性を出してちゃんとやっていかないと、いつまでも河原は荒れ放題のままで不毛の地になっておりますので、しっかりと気概を持って取り組んでいただけるよう意見を付しまして、質疑を終わらせていただければと思います。特に回答は結構でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 これは41号と42号、一括でよろしいんですね。

【杉崎委員長】 はい。

【青木委員】 公園についてのパブリックコメントの多数の懸念の声を聞くわけです。なぜリスクの高いところに建てるのかというコメントが結構ありまして、公園区域内の浸水対応ということ、あと、寒川の洪水ハザードマップによると、河岸浸食に当たる地域になっているとあるのと、あと、建設予定地は相模川の堤防と同等の高さにあり、洪水浸水想定区域図でも浸水しない安全なエリアであることを確認していますと言っているんですけど、パブリックコメントの中にも地震の懸念というのがあって、地震が起きると、基本的には、土砂が堆積した、一般的に言うと、堆積した柔らかい地盤じゃないですか、そういうところに大地震が起きる。南海トラフの地震もこの30年、40年のうち何十パーセントという高い確率で起きるというような話の中で、液状化現象が起きるような場所に建てる危険性というのは、どう認識されているのかというのをお聞かせください。

それと、住民の意見とかというのはちょっと質問できないですね。周知方法とかは聞けないですね。じゃあ、その1点お願いします。

【杉崎委員長】 大野副技幹。

【大野副技幹】 場所につきましてのご質問ということで、リスクが高い場所に建設をするのはどうなのかというところの質問についてご回答させていただきます。

ハザードマップ上においては、確かに河岸の心配があるというところも記載はあるんですが、何をもってリスクととるかというところは、ちょっと分けて説明したいと思うんですが、もちろん浸水という観点については、相模川が決壊した場合であったり、目久尻川が決壊した場合であったりという場合の浸水想定区域図というものは河川管理者のほうから発行されておりまして、その中においては、本計画地は相模川の堤防と同じ高さで整備されている関係上から、浸水はしないエリアということで示されているものですから、まず、浸水という危険性においては安全であるということが分かっております。

また、地震における危険性というところ、こちらについては、河岸の崩れるおそれはもちろんあるものの、建物につきましては、当然、地盤調査を行いまして、支持層を確認した後に支持ぐいを打って、

地盤に対する安定計算を行って建設をするものと考えておりますので、我々が入手している柱状図、地盤の高さを見ますと、通常よりも非常に浅い場所、今の高さからおおむね10メートル以内に支持層が出るであろうことは確認しておりますので、通常の建築物と同等の支持層の中で建築物ができることが想定できるということになっておりますので、それをもって建築物を建設すれば、基本的には地震の安定計算をその中で行ってまいりますので、地震に対する安全性は確保できると認識しているところでございます。

また、液状化等々、起こる可能性があるというところはもちろんあるんですが、これはこの場所に限ったことではなくて、寒川町全域で起こる可能性というものはあるところでございます。ただ、寒川町の全体的な地層としましては、関東ロームが非常に多いところでありまして粘土層が多い。一般的に、液状化が起こる地層というのは砂が多く含まれている、粒度が細かいものが振動によって液状化を起こして、そのような現象が起こるということになっておりますので、比較的、関東ロームですとそのような現象が起こりづらいということで認識しているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 今いろいろとお聞きしましたが、ただ、2011年の福島の大震災のときも、いろいろな想定外のことが起きたわけです。地域的には河川じゃないですか。パブリックコメントでそのところが非常に危険視している住民の方がいて、そのところの周知というのが全く届いていないんじゃないかと思ったんで、この質問をさせていただいたんです。

そうすると、今の話によると、液状化のリスクというのは想定内であって、地盤改良とかということとは検討していないということなんですかね。その辺のところお聞かせください。

【杉崎委員長】 大野副技幹。

【大野副技幹】 本計画における建築物並びに構造物の設計に関しましては、今後、公募を行っていきまして、事業者さんが決まってまいりまして、町はこの公園に求める機能というものの、いわゆる性能要求のような形で発注を行いますので、それを達成できる建築物、工作物を事業者さんのほうから提案を受けまして、当然、その中で安全性に対する設計も含めて行っていただいて、町もその審査を行いながら進めてまいりますので、具体的な建築物のスペックが決まってくないと、なかなか安全性の確認までは今現在に至っていない状況なんですけど、基本的には、建築物に関しては、建築確認申請を行っていく中で安全性の確認を行っていきますので、その確認書類等を町のほうも確認しながら対応していければと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、議案第41号からお伺いします。こちらの議案に書いてあるとおり、議会の議決が必要である都市公園法第33条5項の規定を根拠にされております。この都市公園法33条の条文に書いてあるとおり、必要があると認めるときに適用され、都市計画決定済みの公園を前提とする手続であると思います。町ではストリートスポーツパークの整備検討についてのパブリックコメントが4月22日か

ら5月21日まで開催されましたが、この議案は、該当のストリートスポーツパークの整備のための都市公園設置に係る議案であると解釈しております。

その中で、今回の議案、SSP整備のための既存の緑地の内容を変更する行為に該当しますので、これらは都市計画の変更に当たるため、都市計画法に基づいて、原則として先に都市計画決定、要するに緑地から公園に変えるべき、そういうことが原則であると思います。先ほど答弁にありましたが、こちらが原則であると思います。つまり、緑地公園など都市計画変更というのは、先に都市計画決定を行うのが原則である中で、該当される本議案のエリアというのは緑地でございます。

緑地から公園に都市計画決定していないにもかかわらず、この議案の中で緑地に該当のストリートスポーツパーク整備のためという目的のために、都市公園を設置すべき区域の決定ができたという事例が過去に他市町村を含めてあるのかどうかをお伺いします。

続きまして、議案第42号の質問になります。都市公園条例一部改正の議案ですが、こちらもストリートスポーツパーク整備に関するものであって、建蔽率を上げていくというところの条例改正であると解釈しております。

まず、建蔽率のところ、都市公園法に関わる運用の指針として、国土交通省都市公園法運用指針第7版というのが一番最新のものだと思います。設置基準についての運用に当たっての基本的な考えとして、特例を条例で定める場合には、現行の公園計画と整合性に留意することが望ましいと書いてあります。現在、本議案で該当されるエリアというのは緑地であって、まず公園ではありません。都市計画決定で公園にせず、緑地のままで建蔽率の特例というのを条例改正により設けることは指針の中では書かれていないんですけど、これは実際できることなのでしょうか。

緑地であれば国土交通省の運用指針における公園計画の前提とした定義に当てはまらないというところが、読んでいて思うところなのですが、これをどのように捉えられているのかお伺いします。

42号の2点目の質問です。現在、緑地のままであれば原則2%の上限であって、屋内型の仮設でなく恒久的施設を建てるわけなので、建蔽率の引上げの根拠となる都市公園であるということが根拠で絶対必要だと思います。今現在、緑地なので。緑地の建蔽率を20%増加する、緩和する場合というのは、前提である都市公園の枠組みには入らないので、都市公園条例を改正する用途の根拠はないと思います。都市計画決定が緑地のままだと、当然、都市計画法53条に基づいた許可権者の許可を取ることでもできませんし、そのためには、都市計画法に基づいた、緑地から公園の都市計画決定が私は必要だと思います。

都市計画決定を見ると、該当のエリアというのは、今現在、都市計画図を見れば、都市計画法11条の1項、2項に基づいて、今現在緑地であって、ストリートスポーツパーク整備のために都市公園条例を条例改正するには、やはり公園に都市計画決定って絶対必要だと思っております。現在緑地のままで、何の法令を根拠に建蔽率を上げられるというところなのか、緑地のままで何を根拠に建蔽率を上げられるか、その法律は一体何なのかお伺いします。

そして、3点目になります。河川法、先ほど、後ほど許可を取るところの答弁がありましたが、河川法というのは23条、26条の上位法があるわけで、条例を改正するのであれば、これらの法律って事前手続が原則でありますので、当然、条例改正という法に係る議案ですので、根拠法令は必ず許可を取っていないきやいけないものだと思いますが、取っていない状態であれば河川区域のままですので、その

時点で河川法の許可というところを取らずに条例改正されるというところで、どのように捉えているのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

上条主事。

【上条主事】 ただいまご質問いただきました点について、順にお答えさせていただきます。

まず、1点目につきまして、議案の中で都市計画緑地として決めているところについて、都市公園として定めることに支障がないのか。また、近隣他市町村を含めて事例はあるのかといったところでございます。

こちらにつきましては、町としましては、まず前提としまして、都市計画法に基づく決定と都市公園法に基づくものを分けて考えております。具体例を申し上げますと、例えば、さむかわ中央公園のように都市計画決定をしており、なおかつ都市公園として告示をしているものもあれば、ほかの越公園など、都市計画決定をしていないまま都市公園として整備をするものもございます。そういった中で、こちらについては、場所について都市計画緑地として平成11年8月3日に決定をしているところではございますが、今回の事業に関しましては、都市計画法に基づく事業ではなく、都市公園法に基づく事業として検討していきたい、そういった中で検討を進めているところでございます。

こちらの事例につきまして、近隣の市町で事例があるのかという点につきましては、現状では町として把握はしておりませんが、根拠法令が違い、町としては、都市計画法に基づくものと都市公園法に基づくものを切り分けて考えているというところで、支障はないものであると考えております。

また、続きまして、建蔽率の緩和について、議案の42号に係る質問でございました。こちらにつきましても、先ほどの考えと同様で、都市計画緑地として定めてはいるものの、今回の整備につきましては、都市公園法に基づく公園としての整備を予定している、そういったところから、根拠法令としましては、都市公園法に基づくもので検討しております。

以上のことから、都市公園法に基づく建蔽率の緩和は、参酌基準によって市町によって決定をしてもよいというものになっておりますので、その部分で解釈しているところでございます。

また、3点目のご質問、都市計画決定の変更、通常建蔽率を引き上げるのであれば、緑地のままではなく都市計画公園として変更してから検討すべきではないかというところでございますが、こちらにつきましても、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、町としましては、用地の使用に関する協議、神奈川県と国との協議、こちらについて一定の時間を要してしまい、こちらの用地が使用できることが確定してから、町として最大限の効果として発揮できると考えている令和10年1月開業を見据えた中で、都市計画事業として行うことが望ましいのか、もしくは、それとは別に切り離して都市公園として整備をすべきなのか、こういった議論を内部でしてまいりました。

そういった中では、都市計画決定をしてスケジュールを遅らせることによる効果の見込めないものというところを狙うよりは、都市計画緑地のままではあるけれども、そこを都市計画決定とは切り離れた状況で都市公園として整備をするというところで方針を固めておりますので、こちらについては、今後、必要に応じて都市計画決定に関する手続の変更は検討していきたいと思っております。

また、最後、河川法に関するご質問をいただきました、条例を改正するのであれば根拠法令である河川法について、先に許可を得るべきではないかといったご質問であると認識しております。こちらの点に関しましては、河川法に基づく許可申請をする段階においては、建築物であったり工作物の設計等がおおむね固まった状況であり、その設計に基づいて許可を得るものであると認識しております。現段階におきましては、これから事業者を募集して、そういった具体的な建築物、工作物の設計等を行い、整備に入っていくという状況でありますので、先行して条例を改正することによって、河川法の許可を現時点で取れるものではないと認識しております。そちらについては、現時点では河川法の許可は取れていないものの、今後、条例改正後に、具体的な設計が終わった後に河川法に関する許可を得ることで支障なく事業が進められるものと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。

まずですけれども、都市公園法と都市計画法を切り分けては駄目ですよ。法律は切り分けちゃ駄目ですよ。都市公園法は都市計画法の中のくくりになるわけで、両方とも整合性は必ず必要です。

まず、都市計画法11条1項、2項に基づいて、現在緑地ですよと定義されています。今回、パブコメに係る公表されている資料だと38ページだとか、先ほど答弁にもありましたとおり、ストリートスポーツ施設やカフェのために建蔽率を緩和すると書かれていますし、それは公園整備の一環ですよと。32ページには、にぎわい公園として、観客席、売店、トレーニング施設を整備として記載されていますよねと。

実質的にスポーツ公共施設、複合商業施設でもありますと。その施設全体で16.4億円の整備費プラスDBO（デザイン・ビルド・オペレーション）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）のスキームで民間誘導が記載されていて、公園だとか緑地の趣旨をちょっと逸脱していますよね、これ。緑地の趣旨ではないですよ。だからこそ公園に必ず都市計画決定しなきゃいけないと私は思います。本来であれば、公園としての都市計画決定をしてから初めて都市公園を設置すべき区域の指定をすることが適切な行政においての順序順序であると思いますが、この点、都市計画課としてどのように考えられているのかお伺いします。

続きまして、第42号です。そもそも疑問なんですけど、緑地は建蔽率を上げられませんよね。その中で建蔽率を上げられるというところで、これが私は理解がちょっとついていけないところなんです。

もう一つ、時間の軸なんですけど、時間が急がれているから法律の部分、順序を守らなくてもいいのかというわけではないと思います。河川法って事前のものですから、必ず取ってからじゃないと、今、審査する段階では、条例改正における上位法の根拠は今、ない状態なんです。その中で、全て今ご説明いただいたところで、全部終わってから改正すればいい話だと思うんですけど、その中で緑地はもともと建物を建てること自体が想定されていません。建蔽率を設定する土台がそもそもないからです。だから建蔽率を変更する場合は、必ず緑地から公園など建設可能な用途に、都市計画法に基づいて用途変更するのが先であると思います。緑地は緑を保つための土地でございますから、屋根つきの構造物を建てる用途には適していません。だから、まず都市計画法に基づいて、緑地から都市公園の適した用途に

都市計画決定を変更しないといけないと思います。それを飛ばして、緑地のまま建蔽率だけ引き上げて屋内施設を建てる目的の本議案に関して、手続の順序は少し私は疑問に思っています。もし変更せずに緑地のまま建設物を何か建てたいんだったら、都市計画法53条に係る許可というものが become なる場合もあるけど、それはかなり限定的で、原則はできないと考えております。つまり、緑地のまま建蔽率を変えることを直接認める法律は基本的にはない、私が探している限りはないと思います。だから、正しい行政手続、都市計画法に基づいて緑地から公園に用途変更してから建蔽率を条例で定める流れが私は適切だと思います。

次に、河川法です。河川法23条、もともと何のため、河川区域内の工作物の設置だとか、土地の使用に関する許可が必要であるからの規定であって、26条は河川管理者や河川敷地など保全を目的とした制度に関する規定であって、つまり、川の安全や流れに影響を与えるような施設を勝手に建てては駄目だと、ちゃんとした法律がありますよね。その土地が河川区域に今、かかっていますよね。しかも、23条と26条の許可を取っていません。緑地に屋内型のスポーツ施設を今、建てようとしています。となると、今、現段階で、都市計画法も河川法も根拠法令がない状態で条例改正されたいということだと思うんですね。

そうすると、その上で、さらに緑地から公園に都市計画決定されていない状態で建蔽率も緩和しようとしています。緑地なのに建蔽率をなぜ上げられるかというところも私は疑問です。

それらを含めて、時間的な制約というのは、あくまで自治体の都合であって、法律は法律なんで、これは守らなきゃいけないものだと思うんですけど、この点、法治行政の原則を勘案すれば、必ず守らなければいけない、条例改正するに当たっては必ず根拠法は要すると思うんですけど、この点、都市計画課としてどのように考えられているのかお伺いします。

【杉崎委員長】 答弁をお願いします。

大野副技幹。

【大野副技幹】 今回の整備するものは、緑地ではなくて都市公園として整備を行います。なので、都市公園法に基づいて整備を行います。

都市公園法と都市計画法との関連性の話なんですけど、都市計画法で都市計画決定されているものじゃないと都市公園として整備できないということは一切ありません。なので、今回は都市計画緑地として決定されている場所ではありますが、都市公園として整備することはご理解ください。

また、都市計画決定されている場所にほかのものを整備してはいけないということも、特にはありません。ただ、現在のところは、都市緑地として将来的に整備するのかわからないのかというところは、今後の議題にもなってきますので、将来的に都市公園として都市計画変更することについては、検討していくところでございます。

また、河川法についても、都市公園法との関連法というわけではございません。あくまで河川法につきましては、河川区域内に工作物、また、占用物件が決まった場合に、それを設置する前に河川管理者の許認可を受けるというものでございますので、この法令の許認可を取っていないと、こちらの告示をしてはいけないというわけではございません。あくまで占用物、工作物に対する許認可を受けるというところになりますので、具体的な設置物が決まった場合に、それを整備する前に許可を受けるというこ

とで行っていく予定でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 河川法の話で告示とは関係ないというところなんですけど、告示の部分は都市計画法に書いてあるとおり、33条のところで必要と認められるものがあるときです。その中で、そこは緑地なので、緑地という定義の下で必要である。緑地の趣旨とは反するところで建て替えるということが本当に必要であるものなのかというところがまず疑問に思っています。

先ほど河川法は違うというところなんですけど、それは告示に関してであって、条例はかかっていますよね。上位法は河川法です。それを取っていない中で先に条例改正するというのは、私は適切ではないと思っておりますが、この点、どのように思われますか。

そして、自治体というのは条例制定権がありますが、それは地方自治法14条に基づいて、法律の範囲内というところで必ず整合性は必要だと思います。都市計画法のくくりの中に都市公園法があり、そして河川法があります。その上で整合性が合わない部分に関して、そもそも先に都市計画決定をして、全てプロセスどおりやれば問題ない話だと思うんですけど、先ほど全て飛ばして、今、条例改正したいという現状に関して、最後に都市計画課としての意見をお伺いします。

【杉崎委員長】 大野副技幹。

【大野副技幹】 すみません、繰り返しになりますが、都市公園として整備を行います。なので、都市公園法に基づいたものということでご理解ください。都市計画決定されていないところに都市公園を造ってはいけないということも特にはありません。これについて、関係法令を何か侵しているということもないと認識してございます。

都市公園法と河川法は別の法律でありますので、別に河川法の許認可を受けていないからそれが駄目だということは特にないという認識でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

廣田委員。

【廣田委員】 ただいまの委員の同様の話になっちゃうんですけど、まず、都市公園法による区域設定なんですけど、これは今までのご回答のとおり、できます。これは当然です。都市公園としてね。しかしながら、従前が都市計画決定された都市計画施設としての緑地なんですよね。その認識も承知のとおりだと思います。そこに都市公園法の区域設定をする。これがまず、矛盾しているということになります。明らかなんです。ならば、順番としては、都市計画法によって都市計画決定された都市計画の種類であるところの緑地を変更（廃止）して、これは特殊な変更なんです。そしてリセットにするんです。白紙状態。そうすれば、順序立てて、まさに順序よく、今度、都市公園法による、今まさにやっているところについて区域指定するということについては、何ら疑義がなくなるわけなんです。

何でそれをリセットしなきゃいけないかというと、都市計画決定の重みというのを勘案した場合、従前、都市計画緑地として決定されているわけで、それは、決定権者が神奈川県であろうと町であろうと、いずれにしてもプロセスとしては、民意反映の適切な措置を講じた上で決定されているわけです。すな

わち、この民意反映の適切な措置というのは法律に決まっています。都市計画法16条です。公聴会等民意反映の適切な措置を講じること。これが都市計画決定をする上で非常に重要なプロセスになります。それで都市計画緑地として決定されたんです。その民意はどうされるんですかという話。

もう昔の話だからいいよというのものもあるかもしれませんが、その分岐点を差し置いて、その意思決定されたのが、意思決定というのは都市計画決定の緑地のままでも都市公園法で区域設定すればできるんだと、その意思決定のプロセスの中に民意反映がされていないですね。これは内部で検討しました。町決定なのでという言葉もありました。これは切り取った言葉ですけどね。でも、内部だけじゃ当然駄目なわけです。町決定だとしても、同じ民意反映の適切な措置をとらなければならない。となれば、やっぱり立ち戻って、まずは変更（廃止）をして、リセットしてから、改めて、この公園については都市計画決定をしないでいくという方針を決定してから、初めて都市計画法による決定ではなくて都市公園法による公園の区域設定を上程してくるのが筋だと思います。それが、理由としては、時間がないからと、機会の喪失ということですよ。それが正当な民意を多少飛ばしても、相当に正当な理由に当たるのか、その説明。ごめんなさいね、議論ですので、といったところが著しく抜けています。

そして、これは庁内できちんとやった事例があります。変更、廃止、そして新たに決定した。これは現行のリサイクルセンターです。リサイクルセンターは従前、ごみ焼却場として都市計画決定されました。それを変更（廃止）して、変更（廃止）です。ごみ焼却場を廃止するという変更をしました、都市計画。そして、新たに都市計画施設として、ごみ処理場という都市計画の種類をもって決定したわけです。そういう正しいプロセスを寒川町がしているんです。

なぜ都市計画のプロセスを踏まなきゃいけないか。民意反映の適切な措置というのものもあるんですけど、もう一方で、都市計画施設というのは、都市計画区域の総合的かつ一体的な整備の観点から、必要性の観点から、マクロでしんしゃくされて配分されるべき施設になります。緑地というのが公園で利用されちゃうんですから、緑地という部分がなくなっちゃうわけですよ、緑地の利用。それが都市計画決定された緑地である以上、この都市計画区域の全体の中での緑地の配分の在り方、そこまで立ち返って、併せて考えれば、まずはそのような手続、すなわち、都市計画の変更（廃止）をもって処するべきというふうな結論にしかならないはず。それが緊急性があると言うんだとしたら、その緊急性に相関があるのか、相当に正当な理由になるのか、民意反映をスキップしても、そのような行為が、意思決定の下に進めていいのかどうなのか。今までお伺いすると、内部で決めました。町の決定なんで、町が決めることなんでと。その部分について、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、2点目の条例改正の話です。条例改正は当然の必要性があって行われます。その必要性について、例示として挙げれば、まずは上位法の改正による、例えば租税特別措置法の一部改正による条例の一部改正、もう一つは、緊急性をまさに要するもの。例えば災害復旧、地震で倒壊しました、あるいは応急仮設住宅を造らなければいけないといったときに、それが当然の理由になるわけです。

最後は、町民の負託によるもの。町民が望んでいるんだという部分、一定の合意が得られているものと判断する部分というのはあるんですけども、そういったおおむね3種類。あとは、もう一つは、広く言えば社会経済状況の変化、これらに類して初めて条例の改正になるわけです。

2番目の条例改正についても、その必要性というのが、ストリートスポーツパークという話になると、

ストリートスポーツパークの必要性という部分について、どれだけ議論されているのか。それが町とか議会だけじゃないですよ。住民に対してもどれだけ理解してここまでに至っているのか。すなわち、決定というのは、基本的には多数決によって決められるべき。この多数決というのは前後が非常に大事で、多数決で決められて、決まったものに対しては、反対を示した者は賛成の意見に従わなきゃいけないというのは、これは大原則です。でも、その前に、極めて重要な2つのステップがあります。1点目は、等しく公平に情報を知らしめること。ちょっと失礼な言い方ですね。訂正します。受け取っていただく町民の方々に知っていただくこと。そして、その上で十分な議論をし尽くす。このツーステップがないと、いいか悪いかって決める俎上にないんですよ。その辺の俎上があって、町民の負託などが理由となって今回の条例改正に至っているのかといった部分が2点目です。

以上、ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 答弁をお願いいたします。

栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 民意を反映しているかというようなお伺いだと思うんですけども、こちらに関しましては、基本的に、寒川町ストリートスポーツパークの基本構想及び今回の公園に関する基本計画につきまして、先般、パブリックコメントのほうを実施してきました。その中で多数の町民の方からいろいろな意見を伺いまして、その意見を反映した形で、基本計画等、また、修正とかもかけさせていただいて進んでいるというようなところでございます。

都市計画決定したところに対して都市公園で整備をすると、その辺の民意もどうなんだという話なんですけども、それにつきましても、今回のパブリックコメントの中で、都市公園として整備しますというところで、町民の方にはお示しをさせていただいているというところでございます。

そのようなところで、町としましては、期間的には短い中で、今回、目標的なスケジュール感、大分詰まった中で進めているところがありますので、随分早くやっているなというところがあるかと思うんですけども、最大限効果を発揮するために今のスケジュール感で動いておりますので、ご協力、ご理解いただきたいと思います。

以上になります。

【杉崎委員長】 条例改正の必要性について。

栢沼都市計画課長。

【栢沼都市計画課長】 条例改正の必要性につきましては、今回、建築する面積につきましては、最大限効果が発揮できる面積を想定して検討しております。その中で、もともとの条例につきましては、参酌基準というところで都市公園条例のほうは定められておりますので、その辺につきましては、町であつたり、地域であつたりとか、その辺の実情に応じて定めることができるというところがもともとの都市計画公園法の中で定めがありますので、それに基づいて、今回は基準のほうを緩和させていただくというところで考えてございます。

以上になります。

【杉崎委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 重ねてすみません。まず1点目なんですけど、パブコメを一定期間とったと。内容的

に反映をしていると言っているんですけど、パブコメの内容の議論というのはここでは対象外ということなんですよね。そこに及ばないとこの話ではできないんですけども、その理由が、町の考え方なんですよ。これ、ホームページに載っている話ですけど、関係人口をもってといったところが多く理由に挙げ、関係人口の獲得といったところが随所に出てくるんですけど、そうすると、その根拠という話になっちゃうんです。そこはもういいです。答えはいいんです。

そういったところが多く出ている。都市計画決定の法的な手続の矛盾というコメントもありましたよね。数は少ないような気はしますが、かなり厳しい指摘を受けていることに対して、パブコメを今やったから、これで行かせてもらうというのは民意をスキップしちゃっているように見えるんです。もとより、パブコメをやっているから、きちんとやったとして、意見も出たとしても、やっぱり順序ですよ。都市計画緑地としての取扱い、総合的かつ一体的な配分の中で緑地を見直した上で、リセットして、そこで都市計画法から都市公園法に切り分けた上で、都市公園法による区域の設定をするというのが普通のやり方、例示を出せば、さっき言ったとおりのやり方でやるべきだと思います。だから、それがパブコメをやったからという理由にはなりません。

2点目は、私、条例改正の根本的な理由を聞いているんです。中身を聞いているんじゃないんです。だから、どれにまず当たるのか。そして、私が挙げた例示の中以外にこう考えているって言った基本的な条例改正の必要性、理由を聞いているんです。

改めてこの2点をお伺いします。

【杉崎委員長】 答弁をお願いします。

大野副技幹。

【大野副技幹】 今回おっしゃっている、都市計画緑地としての位置づけを排して都市計画公園とすべきというところの順序立ててやっていくべきではないかということのご質問について説明します。

都市計画緑地と都市公園の違いというものは明確に分けられておりまして、自然環境の保全や生物多様性の確保を目的としたということが都市計画緑地としてのおおむねの位置づけを持っている。対して、都市公園等につきましては、地域住民の憩いの場やレクリエーションのための施設を備えた公共空間ということが一般的に定義をされておりますけれども、今回の都市公園として整備すべき空間につきましては、にぎわいの空間とやすらぎの空間という2つの軸を持って整備することを考えているところでございます。こちらにつきましては、先日確定しました寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想、相模川一之宮公園整備に係る基本計画の中で位置づけを定めているところでございます。

この中のやすらぎの公園のコンセプトとしましては、緑地としてのところ、富士山や大山、丹沢山塊の良好な景観を生かし、さがみグリーンライン計画の拠点として、休息地や自然観察の場として計画することを考えているところでございます。こちらについては、平成11年の都市計画決定された緑地としてのコンセプトを引き継いだような形、この機能をここに入れ込んだ形で行っていくことを考えているところでございます。

この内容で都市公園として位置づけを変えてからの整備でいいのではないかとということのご指摘もあるんですが、こちらにつきましては、かねてから説明しているとおりの千載一遇のチャンスを逃すことなく取組を進める関係上、こちらの位置づけについては後々整理していくということで、町としては

考えているところでございます。

ただ、こちらの整備することの是非につきましては、住民説明会で丁寧な説明を行い、また、パブリックコメントをもって、住民の方には広く行うことをホームページであったり、広報であったり、SNS等のプッシュ通知であったり、持てる広報の手段を全て使って住民の皆様にお示しをしたところで、出てきた意見について町として対応を考えて、その反映を基本計画、基本構想の中に入れ込んだというところで、対応を行ったというところでございます。

また、条例改正の件なんですけれども、こちらにつきましては、まず、上位法、根拠法である都市公園法の改正というものが平成29年にありまして、これまでのステージとは違う新たなステージというもの掲げて改正をされたという経緯がございます。これまでは人口増加を背景としまして、緑とオープンスペースの量と整備を急ぐよというようなことで、とにかく緑を増やせばいいんだという考えでやっていたんですが、その結果、自治体に待っていたのは、数え切れない量の緑を多大な費用をかけて維持管理していかなければいけないということでした。

それを教訓としまして、これからの新たなステージとしましては、社会の成熟化であったり、市民の価値観の多様化、また、社会インフラの一定の整備等を背景にしまして、緑とオープンスペースが持つ多様な機能を最大限引き出すことを重視すべきということで、新たなステージに移行したところでございます。その中でストック効果をより高めたり、民間との連携を加速したり、都市公園を一層柔軟な形で使おうということで改正をして、その中で、一定の中で緑地の部分、参酌基準というところで、建蔽率の緩和というところで、一定以上のもの、これまでは上限が決められておりました。2%、プラス10%ということで最大12%というところが限界であったんですが、公園を多様に使って人々が集まる、活性化できる場ということで、自治体が整備をしてくださいということで国のほうから指針が示されまして、それに基づいて、この公園については、ここの魅力を最大限使いこなせる、引き出せる、また、柔軟に使いこなせる建築物を建築できる面積としまして、都市公園条例を改正しまして、最大22%というものを引き出したところでございます。

また、この内容につきましても、基本計画、基本構想に記載をしまして、説明会並びにパブリックコメントで皆様の意見を募ったところで、このパーセンテージ、22%という数値で問題なかろうというところで、今回の議案として上げさせていただいたところでございます。

以上になります。

【杉崎委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 一生懸命答えられているんで、頑張ってもらいたいんですけど、まず1点目のほう、緑地と公園って何となく同じような、にぎわいだとか共通する点があるんだっていったところみたいな話だったんですけど、正確に、都市計画の種類で言えば全然違うんですよね。緑地というのはということ。存在することに意義がある。公園というのは、利活用することに意義があるっていったところからば一っと始まって、だから、全然相入れない利用なんです。その相入れない利用を計画上の、今の状態をあるべき姿にするんだったら、その理由がすらっと通るんですよ。だから、そこを改めてきちんと整理したほうがいいと思います。回答は結構ですので。

あと、2点目は、もういいです。目的がそういうことなら。だから、それも段取りを踏んでやってい

れば、さーっと流れる理由だと思いますよ、本当に、よく考えている、といったところです。

以上です。

【杉崎委員長】 答弁よろしいですか。

他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 この議案、まず、41号の区域の指定の部分で、これまでも様々、緑地とそして公園というようなお話、ほかの委員のほうからも質疑が多々出ておりましたが、ちょっと遡って、遡るほどでもないのですが、見てみると、令和6年11月ですので、まだ半年前に県の藤沢土木事務所のほうから発行されている「さがみグリーンライン自動車道」のパンフレットのほうを見ますと、相模川一之宮緑地に関しても記載がございまして、さがみグリーンライン自動車道と相模川河川堤防との間にまとまりのある区域を都市公園（都市緑地）として都市計画決定しましたというような記載があるんです。この記載を見ると、ますますこれ、県のほうとしても今まで緑地として指定されていたわけですが、これを都市公園として位置づけてもいいというふうな認識でいるのかな、どうなのかな、ちょっとよく分からないんです。何でこういうふうな書き方をしているのか全く分からないんですが、県のほうのパンフレットにもそういうような記載があります。この区域を都市公園（都市緑地）として都市計画決定しましたと。ここあたりで、県のほうと今回のこれから区域を設定しようというこのプロセスにおいて、どういう話し合いをこれまで行ってきて、今回のこの区域の設定ということを行っていかうとしたのか、このプロセスをまず1点、お伺いしたいなと思います。

あと、2点目に関してですが、これは都市公園としてこれから造っていくということとなりますと、今回、非常にストリートスポーツパークのことが相当クローズアップされて、いろんなご意見のほうも出ているかなと思うんですが、まず、その前、大前提として、ここは公園ですので、本当に様々な世代の人々が集う場所というふうに当然これから造っていくということは大前提になるなと思うんですが、このストリートスポーツパークとしての機能だけでなく、それ以外の、建物ではない公園部分の整備に当たって、町の見解というか、特に多くの世代が集える場としてどのようにつくっていくのかということ、いま一度ちょっとお答えをいただければなと思います。

【杉崎委員長】 答弁をお願いいたします。

大野副技幹。

【大野副技幹】 まず、1点目の神奈川県藤沢土木事務所のパンフレットに都市公園（都市緑地）というふうに書いてあるというところに基づく県とのプロセスというところについてご説明します。

まず、我々として、この場所に今回の公園並びにストリートスポーツパークを整備するに当たっては、まず最初に、こちらのグリーンライン並びに都市計画緑地の整備事業者である神奈川県藤沢土木事務所のほうにお話しに行きました。町としてこのようなことを考えておりまして、それによって地方創生を図っていききたいというものをお話ししたのは昨年の9月、10月頃、ちょうどその発刊されたぐらいなんですけれども、町としては、そのようなことを考えていますということで、まず申入れをしたというところがございます。藤沢土木事務所長さんのほうの感触としましては、非常にいい取組ですねと。自治体が自らそうやって地方創生に取り組むために発案して、県の位置づけはあるにしても、そのような

ことを考えるのが非常にいいことなんで、県としては全面的にバックアップしますというようなコメントをいただいたというところでございます。

また、その後、国と土地であったり河川区域、京浜河川事務所さんの国の機関も絡んでいるところだったので、そこについても協力体制をとりましょうということで、神奈川県さんのほうに引いていただいて、中継ぎをしていただいて、間に入っていただいて、町の立場に立って県も一緒にやろうと思うんですというようなことで、ご協力をいただいたというところがありまして、もともとは、確かに都市計画決定された緑地として、グリーンラインの整備とともに神奈川県藤沢土木事務所のほうで整備を行って、将来的には寒川町で維持管理をしていくという位置づけを持っていたところでありましたので、発刊されたパンフレットには、その名残が残っているような状況というところはあるんですが、現状はお話ししたとおり、神奈川県としては、町のこの考えについて全面的にバックアップしていただいている状況なので、県としての緑地としての位置づけは今後はなくなって、寒川町が今考えているこちらの事業について、全面的な支援をいただいているというところでございます。

また、2点目のこちらの公園が全体のストリートスポーツパーク利用者以外にも資するものなのかというところのご質問なんですが、こちらについても、基本構想、基本計画、こちら先日確定した資料になるんですけれども、その中に公園整備の方針と施設の配置計画というものを示しておりまして、その中の公園整備の全体像とコンセプトというものを定めてございます。

その中で、にぎわいの公園とやすらぎの公園と2種類がありまして、にぎわいの公園のほうがストリートスポーツ側、やすらぎの公園のほうが、今回、Park-PFIを主体として整備する側のほうになってございます。我々が都市計画緑地としての性格を残した都市公園にしたいというコンセプトを持って整備を考えているんですが、こちらが、やすらぎの公園のほうで担えればいいと考えておりまして、そちらの検討、町が考えるやすらぎというところなんですが、自然の景観を楽しむことであったり、園内の休憩スペースなどで憩うということを目指しているというところがありまして、隣接するさがみグリーンラインがありますので、そちらの利用者さんが多数利用されることも想定しておりますので、そちらを散歩していただきながら豊かな景観を楽しんでいただく。また、Park-PFIで建設を予定しているカフェであったりベンチであったり、ひだまりがありますので、また、見事な景観もありますので、そちらを老若男女問わず利用していただくということを想定しているところでございます。

施設としては、休憩スペース、屋内だったり屋外であったり、交流のスペースであったり、緑地帯というものを考えておりますけれども、こちらの詳細な配置等につきましては、公募の事業者さんが決まり次第、こちらのコンセプトに基づいた設計をしてくださいということでお願いをしまして、皆様が利用できる公園にしていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 すみません。先ほど来からのご答弁の中での部分で、1点確認させてください。

最初、都市計画決定の変更はしないというお話だったんですが、その後のご答弁の中で、今後、整理、協議をしていくとか、そういったお話があったんですが、まず根本として、前後は別としても、都市計

画決定の変更自体はするのですか、しないのですか。それを改めて確認させてください。順番の前後とかはまた別として、都市計画決定の変更そのものについては、する予定があるのか、する考えがあるのか、ないのか、これをもう一度明確に教えてください。

以上です。

【杉崎委員長】 上条主事。

【上条主事】 ご質問いただきました都市計画決定を今後行うのかどうかといった点でございます。こちらにつきましては、現状においても、本計画地において平成11年より都市計画決定をしており、現在では20年以上経過をしているというものでございます。20年以上経過しているというところで、取扱いとしましては、長期未着手の取扱いとなりまして、庁内において長期未着手となる公園、緑地につきましては、本計画地である第5号相模川一之宮緑地及び第4号相模川田端緑地の2つがございます。こちら、町としましては、今後、存続するのか、変更するのか、廃止するのかといったところを都市計画緑地の見直しに係る調査等を行って、検討した上で、必要に応じて変更や廃止の手続を行うというものでございます。この場で変更するのか、しないのかといったところではなく、調査を行い、検討した上で、必要性に応じて変更等の手続を行うものでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 今後、調査などをして検討するというお話であるんですが、であれば、今回、都市計画法の部分と根拠法が違うというお話ではありますが、この場所に計画されるのであれば、そのタイミングが今なのではないかと考えます。よって、都市計画決定の変更について、行うべきではないかと改めて思います。そこを今回しないというのが、どうしても理解しかねる部分ではありますので、今後、そういったものが必要になるという調査などをしていくのであれば、今回がまさにそのタイミングではないかと思えます。それについての見解をもう一度伺います。

【杉崎委員長】 上条主事。

【上条主事】 こちらの検討、今回の検討につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、神奈川県、国と調整を行っていて、近年、最近、土地の使用について使用ができるということが確定しました。こちらをもって、今後、全体的なスケジュール、パークとしてストリートスポーツパークを整備するに当たって、町として整備するのであれば最大限効果を発揮しなければいけない。そういったところの開業までのスケジュール等も踏まえた上で、今回については、都市計画緑地の変更はせずに、都市計画公園として整備を行う。

ただ、平成11年に決定をした当時の理由である機能、都市計画緑地として決定した理由等を踏まえた上で、そちらのコンセプトを踏まえて、今回、やすらぎの公園という機能を設けております。こちらのやすらぎの公園において、当初決定したさがみグリーンラインの拠点であったり、休息地や自然観察の場として供する計画、こちらを踏まえた整備というところで、一定の整合がとれているものと認識しております。

以上です。

【杉崎委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 今、お話の中で、一定の整合性がとれているものというお話がありましたが、先ほどの本会議の中で、若い人に向けた年10回程度の大会、そういったものを想定していると。年10回、おおむね2か月に1回以上の割合で行われる大会が開かれようとするような施設をつくるという形であれば、そこはある意味、矛盾が生じてくるのではないかと思います。なので、一部の整合性をもって、施設ができるところへの整合性というのはとれていないかなと思いますので、先ほど来お話のあったとおり、そうであれば、より都市計画決定の変更をした上で、正しい手順、正しい手続をもって変更していくべきだと思いますが、繰り返しになりますが、都市計画決定を今回省略し、進めていく理由について改めて教えてください。これが最後となりますので、お願いします。

【杉崎委員長】 上条主事。

【上条主事】 当初、都市計画緑地として決定した平成11年の時点では、都市計画緑地の区域を約1.1ヘクタールとして決定をしておりました。今回の公園の整備につきましては、約2.5ヘクタールの整備というところで、都市計画緑地の決定時点から区域を拡大して整備を検討しております。その中で、区域を拡大した中で、都市計画緑地としてもともと想定していた機能、また、町として関係人口等を獲得するために、地方創生の取組の一環である、にぎわいの公園として、ストリートスポーツパークの整備、こちらを整備することを検討しております。ですので、当初決定した区域を拡大して、緑地とその他の機能を複合させた公園として整備をしていきたい、検討していきたいと考えております。

また、こちらにつきましては、やはり先ほどの回答のとおり、庁内そしてパブリックコメントを行う際にも、基本計画においても、こちらの場所は都市計画決定をしています、「都市公園として整備をします」と明記をしております。そういった中で、全体のスケジュール感を踏まえた上での都市計画決定を変更せずに今回の公園の整備をする、都市公園としての整備をするというところで検討しているところをご理解いただければと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、建設経済常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決に移る予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。

吉田委員。

【吉田委員】 少々お時間をいただければと思います。

【杉崎委員長】 では、午前中はこの程度にして、午後1時15分から委員会を再開したいと思います。それでは、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について討論はありませんか。まずは反対討論から。

青木委員。

【青木委員】 議案第41号及び議案第42号についての反対討論をさせていただきます。

失礼しました。議案第41号について反対討論させていただきます。

寒川町一之宮5丁目への都市公園区画決定案、反対理由は主に2点でございます。

まず1、計画地は相模川沿いで浸水、液状化、河岸侵食リスクがある危険性があります。町の安全認識と異なり、災害時の被害や復旧費増大が懸念されるという1点。

2つ目が、町民への周知、合意形成が不十分で、知らないところで進むという不信感がある。これはパブコメからくみ取った要望であります。民主的なプロセスを欠くという点で、計画の白紙撤回と再検討を求め、反対といたします。

【杉崎委員長】 それでは、賛成討論のある方。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、議案第41号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

質疑の中で明らかになった点も踏まえながらではございますが、本来、この議案で、この町が所有する用地、神奈川県及び国が所有する用地、この土地に協議は、方向性は決定しているということで、この土地、20年前に都市計画決定で都市公園とすることが決まっていたところでございます。しかしながら、なかなか手がつかない状況で、ここでやっと河原が寒川町の皆様に親しまれる場所になるだろうという方向性が決定した。ここで反対をしてしまつては、また、河原は不毛な土地のままであると感じています。政治判断は機を見るに敏でなければならぬと思っておりますので、いろいろ質疑の中で不安なところ等もございましたけれども、しっかりと取りまとめていくとのご答弁もございましたので、賛成とさせていただきます。

【杉崎委員長】 次に、反対討論のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について、反対の立場で討論いたします。

本議案はストリートスポーツパーク整備のために都市公園を設置すべき区域の決定を都市公園法33条5号に基づいて、議会の議決を必要とするものであります。

審査の着眼点としては、都市計画手続が適切に行われている上で、都市公園を設置すべき区域の決定がされているかどうかを審査しました。審査の結果、都市公園法に基づいて、緑地から公園への都市計画決定をしてから都市公園を設置する区域の決定をするといった都市計画の適切な行政手続が行われていないこと。そして、公園ではなく、緑地では都市公園法33条の適用要件に満たないことが本議案審査を通して懸念されているため、議案第41号 都市公園を設置する区域の決定を反対といたします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

小泉委員。

【小泉委員】 議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑の中でも、神奈川県藤沢土木事務所のほうとの協議、プロセスのほうも確認をとらせていただきましたが、こちらの法的な部分においても、手続上も特に、現状、恐らく問題がないのであらうと、県及び国のほうの確認もしっかりとれていると、このような答弁のほうもありました。

このストリートスポーツパーク建設というところは、当町にとっても非常に一つ大きな目玉として、今後、地方創生という観点からも整備していくことが望ましいということで、これまでもずっと懸案事項になっていたことでございますし、これは当町の身の丈に合った地方創生という観点で考えても、しっかりと整備していくべきものだろうという、そうした立場に立ちまして賛成といたします。

【杉崎委員長】 次に、反対討論のある方。

廣田委員。

【廣田委員】 議案第41号 都市公園を設置すべき区域の決定について反対の立場で討論させていただきます。

理由は、まず、この都市公園というのは、都市公園法によって区域設定して初めて成立する話であります。もとより当該区域においては、従前から都市計画法による都市計画決定をされた緑地としての区域が設定しているところです。本来であるならば、コンプライアンスの観点から、都市計画緑地を変更（廃止）をした上で、初めて都市公園の区域とする、まさに区域の決定を都市公園法によって行うべき、それが筋である。それが、この決定に至った経緯については、内部協議で決めたといったような、そして、町決定なので、その辺の部分については適切な手続を踏んだものというようなご説明がありました。これについては、総じて民意反映の適切な措置が組まれているとはいえない。すなわち、当初の都市計画緑地も民意反映の適切な措置を講じた上で、最終的に都市計画決定をされているものです。これが20年以上長期未着手になっている。だからといって、直ちに都市公園法を適用しての区域設定にはなじみません。

あわせて、この辺の、総じて、民意を諮る手続を内包した都市計画の公園としての手続を踏むべきだと評して、反対をとるものでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

他にございますか。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【杉崎委員長】 賛成少数でございます。よって、議案第41号は否決されました。

続きまして、議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論の方。

青木委員。

【青木委員】 では、議案42号の反対討論をさせていただきます。

議案42号の公園に関する建設物、建蔽率を倍増する改正案。反対の理由としては、計画地が浸水、液状化、前回の議案41号に関連するんですが、計画地が浸水、液状化のリスクがある危険な場所である点。2つ目が、その危険な場所に建蔽率を緩和し、建設規模を拡大すれば、災害時被害を甚大させる点。また、3つ目が、町民への説明、合意形成不足で不信点が増す点。4番目が、人口減少緩和のためのスポーツ施設より住民福祉優先の施設を優先すべきという点で、反対といたします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

吉田委員。

【吉田委員】 1本目の41号に関連するところでございますので、やや同様の賛成内容となりますけれども、本議案につきましても、関係人口の取得のため、また、河原の再開発をもって寒川町のまちづくりに寄与するため、このタイミングを逃しては寒川町としても発展の機会を失うことになってしまいます。20年間塩漬けになっていたわけでございますから、この場に乘らなければ、また河原はあのままであるというところでございますので、勇気を持って、熱意を持って説明して下さった執行部の皆さんの熱意も感じながら、賛成とさせていただきます。

【杉崎委員長】 次に、反対討論のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 議案第42号 都市公園条例の一部改正について反対の立場で討論します。

本議案の趣旨は、ストリートスポーツパークの整備を目的として、建蔽率の上限を引き上げる条例の一部改正を行うものです。審査の着眼点としては、一部改正に当たり、都市計画手続の順序が適切に行われている上で、上位法の根拠法令が示されているかどうかを審査しました。

審査の結果、条例に係る都市公園法だけではなく、都市計画法や河川法の法的根拠、法律の整合性がないまま条例だけを改正することは、法律の観点では懸念されるため、議案第42号 都市公園条例の一部改正を反対といたします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

小泉委員。

【小泉委員】 議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正について賛成の立場で討論させていただきます。

質疑におきましても、いわゆるストリートスポーツパークの建造物の部分だけではなく、それ以外の都市公園としての部分、こちらについて幅広い世代がにぎわうような場所にしっかりと整備していく、この内容について確認のほうをとらせていただきました。

その結果、こちらは公園としてもしっかりと整備をしていくと、そのような町の姿勢のほうを示されました。現状、寒川町のほうを見ますと、非常に公園自体がなかなかまだ人口と比較すると少ないという状況もありますので、ここで公園のほうもしっかり整備していく。そうしたことを考えましても、非常にこの計画は良いのではないかと、そのようなことを踏まえまして賛成といたします。

【杉崎委員長】 次に、反対討論のある方。

廣田委員。

【廣田委員】 議案第42号 寒川町都市公園条例の一部改正について反対の立場で討論させていただきます。

理由は、この条文中、「都市公園を設置すべき区域に設置される都市公園にあつては」というくだりがございます。すなわち、この部分については、従前の41号の改正があつて初めてこの条文の効力が発生されるわけです。したがいまして、41号の条例制定に、先ほど申しましたそのプロセスにまだ問題があると考えられる以上、この42号の条例一部改正には反対ということになります。

以上です。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論よろしいでしょうか。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成少数であります。よつて、議案第42号は否決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後1時28分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 8月 26日

委員長 杉崎 隆之